

毎週火、金曜日発行（但休日相当ととは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示 基本測量を実施する旨の通知
土地改良区の定款変更の認可
肥料検査の結果

告示

鳥取県告示第三百七十二号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和三十八年七月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類 基本測量（二等磁気測量）

二 作業期間 昭和三十八年九月 五日から
昭和三十八年九月十一日まで

三 作業地域 鳥取市

鳥取県告示第三百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、米沢村員田土地改良区、神奈川村河崎土地改良区及び千代水土地改良区の定款変更を昭和三十八年七月五日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和三十八年七月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百七十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第三十条第一項の規定に基づき、昭和三十八年三月から五月までに実施した肥料の検査の結果を、同法同条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十八年七月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

肥料の種類

保証票添付者

検査点
不合格
点の数

硫酸アンモニア	三菱化成工業株式会社	一	○
第一種複合肥料	窒磷加肥料工業株式会社	二	○
魚荒かす粉末	鳥取県経済農業協同組合連合会	九	○
硫酸アンモニア	倉谷 久	三	○
尿素	住友化学工業株式会社	一	○
過りん酸石灰	帝國化工株式会社	三	○
苦土過りん酸	住友化学工業株式会社	二	○
硫酸加里	株式会社多木製肥所	二	○
第一種複合肥料	三井物産株式会社	一	○
	住友化学工業株式会社	三	○
	日産化学工業株式会社	三	○

カボック油かす粉末	岡村製油株式会社	一	○
ニガー油かす粉末	小諸産業株式会社	一	○
塩化アンモニア	東洋曹達工業株式会社	二	○
尿素	住友化学工業株式会社	一	○
石灰窒素	日本カレバイト工業株式会社	一	○
塩化加里	日産丸紅商事株式会社	一	○
第一種複合肥料	住友化学工業株式会社	六	○
	株式会社多木製肥所	三	○
	日産化学工業株式会社	三	○
	東洋物産株式会社	三	○
ひまし油かす粉	摂津製油株式会社	一	○
	鳥取県経済農業協同組合連合会	九	○
	以西農業協同組合	三	○
	農業協同組合	三	○
	下北条農業協同組合	三	○
	大栄町農業協同組合	一	○

昭和四年四月十五日第三種郵便物 発行日 火

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県鳥取市